

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

代 理 人 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED] 福祉事務所長

審査請求人が平成28年8月25日に提起した処分庁による生活保護申請却下処分に係る審査請求（平成28年滋審（ア）第41号、生活保護法に基づく生活保護申請却下決定についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成28年3月16日、審査請求人は、[REDACTED]である[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）と同居を開始した。
- 2 平成28年3月25日、審査請求人から、[REDACTED]の世帯員増の保護変更申請書が提出された。
- 3 平成28年3月29日、処分庁は、審査請求人に対し、世帯員増を理由とする保護変更決定を行った。
- 4 平成28年6月23日、審査請求人から、「[REDACTED]の布団類がないため」という理由で保護変更申請（以下「本件申請」という。）があった。
- 5 平成28年7月14日、処分庁は、審査請求人宅の訪問調査を行った。
- 6 平成28年7月19日付けで、処分庁は、本件申請に対し、却下するとの処分を行い（以下「本件処分」という。）、審査請求人に通知した。
- 7 平成28年8月25日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

- (1) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、保護開始時に布団がない人に対しては布団を支給することを定めたものであって、保護開始の時点から支給を求める時点までの期間を定めたものではない。審査請求人については保護開始時から布団がないのであるから支給をすべきである。
- (2) 審査請求人が、布団の支給を申請したのは、 と同居するようになって、世帯員が増え、3組の布団が必要になったにも関わらず、2組の布団しかなかったからである。処分庁は、3人分の布団があることを確認すべきであるところ、 一人の布団しか確認していない。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人については平成28年3月16日付で、生活保護が開始されており、本件の保護申請は、保護開始から約3か月も月日が経過してからされたものであり、局長通知に定める「保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合」にあたらぬ。
- (2) 平成28年7月14日に、処分庁が審査請求人宅を訪問した際、確認した布団の組数は1組であり、 の使用している布団類があることを確認していることから、「現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に耐えなくなり、代用のものがない場合」にあたらぬ。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）

ア 第8条

第1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

第2項 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

イ 第10条

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

ウ 第11条

第1項 保護の種類は、次のとおりとする。

一 生活扶助

エ 第12条

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左



に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

オ 第28条

第1項 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

(2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）

- 二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

(3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第7 最低生活費の認定

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

2 臨時的最低生活費（一時扶助費）

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあつては、十分留意すること。

(3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

(4) 局長通知

第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

2 一般生活費

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であつて、次官通知第7に定めるところによつて判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして被服費を計上して差し支えないこと。なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

- a 保護開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区分	金額
再生によることが出来る場合	一組につき12,900円以内
新規に購入を必要とする場合	一組につき18,800円以内

イ 布団類支給にあつては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第一に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

2 本件処分の適法性についての判断

(1) 前提となる審査請求人世帯についての生活保護の開始時期について

法は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める」（法第10条本文）としており、個人を単位として保護の要否および程度が定められるのはこれによりがたい場合に限られる。（同条但し書）

本件において、審査請求人から処分庁への生活保護の申請が受理されたのは、平成22年10月18日であり、これ以降、審査請求人世帯への生活保護が始まっている（乙第4号証保護台帳および初動調査）。また、審査請求人について個人を単位として保護の要否および程度を定めるべき特段の事情は存在しない。

したがって、審査請求人世帯について生活保護が開始されたのは、平成22年10月18日である。

なお、平成28年3月16日、審査請求人は、[REDACTED]と同居を開始し、処分庁から、審査請求人に対し、「[REDACTED]さんの転入（3/16～）による」との「保護決定（変更）通知書」（乙第2号証）が交付されているが、[REDACTED]個人に対する新たな生活保護を開始したのではなく、既に開始されている審査請求人世帯についての、保護の変更を行ったものである。

(2) 被服費等の一時扶助の性質

法第8条は、要保護者の需要を測定する基準を、厚生労働大臣の定めに委ねているところ、保護の基準には、被服費等に関する一時扶助について定める規定はない。もっとも、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならぬ緊急やむを得ない場合がありうることから、これに対応するため臨時的に一時扶助として保護を行う裁量が、福祉事務所長に認められているものと解せられる。

したがって、福祉事務所長に与えられた裁量権の行使が、社会通念上著しく妥当性を欠く場合に、同裁量権の行使は違法となる。

(3) 裁量権行使の基準およびあてはめ

次官通知および局長通知が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項および第3項の規定による処理基準として定められ、次官通知第7の2および局長通知第7の2が、一時扶助に関する裁量権行使の基準を定めるところ、局長通知第7の2(5)は、被服費を計上する場合として、①保護開始、②長期入院・入所後退院・退所した場合、③犯罪等により被害を受け、または同一世帯に属する者から暴力を受け、生命および身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか、または、全く使用に堪えなくなり、代替のものがいない場合であるかを基準としている。

本件では、審査請求人世帯に対する保護は、平成22年10月18日に開始されており、本件処分は、福祉事務所長に与えられた裁量権の行使として、社会通念上著しく妥当性を欠くとまでは言えない。

したがって、本件処分が違法であるとは認められない。

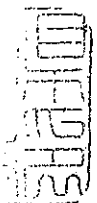
3 本件処分が不当か否かについて

上記のとおり、福祉事務所長には、一時扶助を行うか否かについて、一定の裁量が認められるところ、同裁量権の行使をするにあたって、法は、福祉事務所長に、要保護者へ報告を求め要保護者の居住の場所に立入り調査をする権限を与えており（法第28条1項）、福祉事務所長は、これらの権限を行使して、適正に保護の実施を行う必要がある。

世帯の員数に足りる布団類が、世帯にあるか否かは、被服費の一時扶助を行うか否かの裁量権を行使するにあたって必要な事実確認といえるところ、処分庁は、平成28年6月23日に、審査請求人から「 の布団がないため」という一時扶助の支給を求める本件申請を受け、平成28年7月14日に、審査請求人の自宅に訪問の上、調査を行っているにも関わらず、調査時に世帯員の布団の有無や使用状況を確認しておらず（弁明書(2)、乙第1号証、乙第7号証）、審査請求人の世帯3人に足りる布団類があるかについての確認を怠っている。

したがって、本件処分は、裁量権行使の前提となる事実確認を怠った点で不当といえる。

なお、処分庁は、審査請求人宅を訪問し確認した布団は、申請のあった のもののみであるため他の世帯員の布団の有無や使用状況については、その必要がないため確認して



いない旨主張するが、世帯を単位としてその要否および程度を定めるものとする法第10条の世帯単位の原則からすれば世帯員数に足りる布団の組数があるかを調査すべきであり、また、訪問調査を実施した際に、処分庁にはこの確認は容易であった。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年5月17日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造

